

ノーマリゼーション原理の考察

— ニルジェとヴォルフフェンスベルガーの比較検討の試みから —

生津 知子

A Study on the Principle of Normalization

— by a comparative approach between
two theories of B. Nirje and W. Wolfensberger —

Tomoko NAMAZU

1. はじめに — なぜノーマリゼーションか

高齢社会を迎えて、高齢者に対する教育や福祉の問題も数多く議論されてきている。しかし、その議論においては、非常に画一的な高齢者像が描かれているように思われる。教育や社会参加の場面で描かれる高齢者像は「健康で活発な高齢者」に偏り、他方、福祉の場面において描かれる高齢者像は「要援護・要介護の高齢者」に偏る傾向が強いといえよう。後者においては特に、「寝たきり」や痴呆症の高齢者がクローズアップされているように思われる。

高齢者が学習するという非常に関心を持ってきた筆者は、このように学習主体としてイメージされる高齢者像が「健康で活発な高齢者」に偏る傾向に対して疑問を抱いていた。画一的な高齢者像を設定することは同時に、学習への可能性を閉ざしている — 「健康で活発」でなければ学習できない — ようにも思われ、非常に違和感を持ったのである。なぜ「健康で活発」であることが学習の前提とされるのであろうか。「健康で活発」でなければ学習は不可能なのであろうか。そうであるならば、その際の教育観・学習観とはどのようなものなのであろうか。高齢者にとって「学習する」ということは何を意味するのであろうか。このような問題意識から、筆者は卒業論文において、要援護・要介護の高齢者、特に痴呆性高齢者の「学習」の可能性について考察することを試みた。そして、従来の高齢者学級や高齢者大学などにおける学習活動ではなく、小規模ケア施設である「宅老所」におけるケア方針に注目し、そのケア方針から高齢者が「学習」することの意味を新たに導き出そうとしたのである。

このような筆者の問題関心がノーマリゼーション理念と結びついたのは、「宅老所」における「『あたりまえ』の生活」というケア方針においてである。その生活とは、家庭的雰囲気の中で、季節を感じ、好きなときに好きなことをするというものであり、要介護状況になっても、我々にとって「あたりまえ」となっている日々を送ることであった。筆者は、そのような環境を「ノーマリゼーション理念を生かしたものである」と言及したのである。

筆者が「宅老所」におけるこのような実践をノーマリゼーション理念と結びつけて理解しよ

うと考えたのは次のような理由による。それは、「宅老所」の実践が、利用する高齢者の食事や排泄などの行動に対し、必要であれば十分な介助を行うという「特別なケア」の体制を整える一方で、あくまでも「『あるがまま』の日常」に沿った生活を目指していたということである。つまり、このような実践は、「できる／できない」という外部の基準から高齢者の活動内容を限定し、生活を組み立てていくものではない。そうではなく、「その人らしくある」ための生活が送れること、そのことを十分尊重した上で必要となってくるケアのあり方を模索したものである。筆者には、このようなケアの方針にこそノーマリゼーション理念が実現されていると思われたのである。

さらに、そのような実践には、「老いてしまった高齢者」としての「いま、ここ」の問題だけに焦点を当てるのではなく、個々人の人生全体を統合しようとする視点が内在しているともいえる。よって、「健康で活発な高齢者」という画一的な高齢者像が学習主体者として描かれ、展開される傾向が強い高齢者教育のあり方を再検討していく上でも有効な視座を与えてくれるように思われたのである。

以上のような経緯から、筆者はノーマリゼーションの理念に注目し、その概念構造を理解したいと考えるようになった。本稿では、そのための基礎的な作業として、ノーマリゼーション原理の代表的な提唱者であるニルジェ (B. Nirje) とヴォルフェンスベルガー (W. Wolfensberger) の議論を概観してみたい。

2. ニルジェとノーマリゼーション原理

2-1 ニルジェの経歴

ニルジェは、1924年スウェーデンに生まれた。ウプサラ大学社会学部、ストックホルム大学文学部を卒業した後、アメリカのエア大学、フランスのソルボンヌ大学に留学し、比較文学の修士号を取得している。その後、文化ジャーナリストやラジオの通信員などを経て、1956年11月、スウェーデン赤十字社のオーストラリア事務所の社会福祉担当官に任命される。そこで彼は、ハンガリー難民のために設置された古い軍事施設における、収容能力を超えた人々の生活を目の当たりにすることになる。さらにその後も、スウェーデン脳性小児麻マヒ者擁護団体の事務局長に任命され、子どもの発達にとってよりよい環境づくりを目指した活動を展開させていくのである。これらの経験は、「大集団の『大量管理型』施設の中で生きることによる、屈辱、不安、未来への恐怖という異質でノーマルでない負担を実感し、社会において正当な発達の機会を作り出そうとする、努力、闘い、そして深い人間の熱意を実感するようになった。」と後に述べているように、ノーマリゼーション原理を展開するに至るニルジェの基本的な人間観、問題意識を養うものであったと考えられる。1961年には、スウェーデン知的障害児童・青少年・成人教育連盟 (FUB) の事務局長兼オンブズマンに任命され、そこで出会ったカール・グルンネワルド (Grunewald, K.) や、デンマークにおけるノーマリゼーション提唱者のニルス・エリック・バンク-ミケルセン (Bank-Mikkelsen, N. E.) に強い影響を受け、協力し合うようになる。そして、どこの国においても実行でき、妥当性を持つノーマリゼーション原理の必要性を強く認識するようになり、数多くの講演や施設訪問を通して、1969年にノー

マリゼーションの原理を体系化するに至るのである。

このように、ニルジェのノーマリゼーション原理は、自身のさまざまな経験を通して培われた人間観に基づき、帰納的な方法でその理念を発展させていったといえる。

2-2 ニルジェのノーマリゼーション原理

以下、ニルジェのノーマリゼーション原理を1) 個人の尊厳、2) 権利の平等、3) 自己決定 (self-determination)、4) 自立 (independence) の4点を中心に概観する。なお、上述の通り、ニルジェは主に精神遅滞者にかかわる経験を通してノーマリゼーション原理を展開させていったため、それが精神遅滞者を中心とした議論であることは、あらかじめ留意しておくべき点であろう。

1) 個人の尊厳

前述の通り、ニルジェのノーマリゼーション原理は、大型収容施設での処遇に対する強い批判意識に端を発している。そして、ニルジェがノーマリゼーション原理を確立する際の原動力となったのは、施設は結局のところ行き止まりであることを示す必要性であった。では、彼は施設における処遇の何に限界を感じ、ノーマリゼーション原理を求めたのであろうか。

「スカンジナビア視察員のアメリカ施設考」(1969) という論文は、ニルジェが1967年にアメリカの大型収容施設を視察した時のことを記したものであり、1969年のノーマリゼーション原理の成文化に至る際の、彼の基本的な人間観を知ることができる論文であると考えられる。同論文では、ドアもないような巨大な共同寝室で、ただ漠然とうずくまっているだけの時間を過ごす精神遅滞者の生活状況が具体的に記述され、絶対的な職員不足、職員の手間を省くことのみを考えたような建物の設計や生活プログラムの問題点が指摘されている。

ニルジェの批判は、このような大型収容施設の処遇がただ人間性の無視と非個人的な生活条件を提供するにとどまるものであり、そこに住む人が全く個性を喪失するような状態にあることに向けられている。すなわち、その批判の前提としてあるものは人間の尊厳であり、誰しもがそれを有していて、それは常に尊重されねばならないというニルジェの信念である。同上の論文の冒頭に引用されている、「かけがえなく生まれてきたのに、運悪く生まれてきたと信じるようになってしまう。」という詩人の言葉からも、こうしたニルジェの姿勢をうかがうことができる。つまり、ニルジェの実体験は、彼にまず人間の尊厳というものを確信させるものであったといえる。そして、その体験からノーマリゼーション原理を採用したことを考え合わせてみると、「個人の尊厳」は、彼のノーマリゼーション原理の根底をなす理念でもあるといえよう。

2) 権利の平等

ニルジェは、人間の尊厳とは誰もが同様に持っているという信念を持っていた。それぞれの人間的な価値は平等だという信念である。ここで、平等であるということは、個々人が「同じ」であることではなく、「違うまま」であることによって達成される。ニルジェは、そ

の「違うまま」にあるための機会を平等に保障できる社会を志向しているのである。

ニルジェは、ノーマリゼーション原理を「社会の主流 (mainstream) となっている規範やパターン (the norms and patterns) にできるだけ近い日常生活のパターンや条件 (condition) を精神遅滞者に可能にすること」⁴⁾と定義している。よりわかりやすく言えば、「社会の主流となっている規範やパターンにできるだけ近い日常生活のパターンや条件」とは、社会のほかのメンバーのライフスタイルとこの上なく近いライフスタイルのことである。しかし、生来の障害に加え、社会的な理解が十分に得られていないことから、そのようなライフスタイルを送ることは困難が伴う。よって、精神遅滞者がそのようなライフスタイルを確立するための機会と援助を社会が提供していくことが必要であり、それが「精神遅滞者に可能にすること」である。

このように、ニルジェは精神遅滞者が日常生活を平等に送ることができる社会を目指してノーマリゼーション原理を定義している。それは、精神遅滞者も社会において他者と同じく平等に存在することができることを目標としたものである。

ここで、留意しておきたい点がある。それは、「平等に存在する」ということが、ほかの人々と「同じようなリズムで生活する」、「同じような環境のもとで暮らす」というように、精神遅滞者の生活を他者の生活とただ「同じ」ものに近づけるという結果のみに焦点を当てたものではないということである。ニルジェは、ノーマリゼーション原理についての最もよくある誤解は、「人々をノーマルにする」ことであるとしている⁵⁾。彼は、ノーマリゼーションは、隣人の半数がすることや専門家がよいとするようなことを基準として、その基準に精神遅滞者の行動を一致させようとするものではないと明確に主張している。そうではなく、精神遅滞者もほかの人々と同じ権利、責任、機会を持つこと、そしてそのための援助が提供されることだということである。つまり、ニルジェのノーマリゼーション原理は、精神遅滞者が結果として送っている生活に至るまでのプロセスを問題にしているといえよう。そこには、個人の個性を発揮したり、選択する機会が含まれる。「いかなるリズムで生活するか」、「いかなる環境のもとで暮らすか」ということを選択する権利とそれに対する責任は、可能な限り個人に託されているのである。つまり、精神遅滞者は、それぞれ自由に異なった選択ができるということで、真に「平等」となる権利を獲得するのである。

このように、ニルジェのノーマリゼーション原理は「権利の平等」を組み込んでいるが、それは、個々人の「選択や願い、要求 (the choices, wishes, and desires)」⁶⁾が尊重されるべきことを明らかにするものである。さらに、その「選択や願い、要求」が個々人のアイデンティティを確立するものであることを考えるならば、「権利の平等」とは、個々人はそれぞれ異なったままであるはずであり、そうあるべきことを前提として提起されるものなのである。

3) 自己決定

個々人がそれぞれ異なっているための権利が平等に与えられたとして、次に、実際、個々人が自分の「選択や願い、要求」をいかに主張していくかということが問題になってくる。

そこで、ニルジェが強調するのが「自己決定」⁶⁾である。

ニルジェは、1972年に「自己決定の権利」という論文を発表しているが、そこで「障害者も一個人として生き抜いていかねばならず、人生を通じて、自己のアイデンティティを自分にも他人に対しても明確にしていかなければならない」と述べ、そのための有意義な行為として自己決定を位置づけている。つまり、ニルジェのいう自己決定とは、自分自身が自らの「選択や願い、要求」を認識し、自己主張していく——他者に伝えていくことなのである。それは、自立へ向けたプロセスでもある。

さらに、同上の論文におけるニルジェの主張をまとめると、個々人に期待される自己決定に必要な要素としては、次の2つがあるように思われる。それは、自己の「選択や願い、要求」を適切に把握し、それを社会に発信していくための能力を身に付けることと、積極的な「自己イメージ」や「自尊心」を抱き、自己決定を行うための自信をつけることである。そして、これらを実現するために、社会的なバックアップが必要となってくるのである。つまり、前者の能力は、それぞれの障害の程度に応じた特別な教育やトレーニングといった環境が社会的に整えられることによって形成され、後者の自信は、より実践的なトレーニングや社会参加を経験する機会、「やればできる」という機会が提供されることによって養われるのである。

このように、精神遅滞者が自己決定を行っていくためには、個人的な障害による困難が伴うものであるし、社会的にも特別な援助が必要とされる。しかし、それでもあえて主張されるのは、自己決定のプロセスを通じて得られる効果が高いからである。ニルジェによれば、社会における自己決定の経験は、自己を表現するという欲求を満ちし、自己の存在意義を実感し、一般市民としての尊敬を受けることになり、自立への有効な手段ともなるのである⁸⁾。

4) 自 立

ニルジェの議論を突き詰めていけば、最終的に精神遅滞者の自立という問題にたどり着く。上述のように、彼らが、場合によっては特別な教育やトレーニングを受け、「選択や願い、要求」を自己認識し、自己決定していくべきであるとするのは、そのことによって、彼らが自身の立場を明確にし、自身の生活を自分で管理する——自立を達成することができるようになるためなのである。この意味で、ニルジェの論考の特徴として、非常に当事者性が強いことを挙げることもできよう。

また、ニルジェがこのように自立を重視する理由については、次の2点が考えられる。第一に、権利の平等のためである。ニルジェは、個々人が自立していくことはノーマルなことであり、精神遅滞者であるがゆえに自立への道が妨げられてはならないと考えている。例えば、精神遅滞者が大人になっても親と一緒に暮らしつづけるのはノーマルではなく、親元を離れ、できるだけ自立して自分の生活をおくることがノーマルなのである。よって、ニルジェは、ノーマリゼーション原理を適用することで、精神遅滞者それぞれの好みや能力に見合った援助を提供し、自立への道を開くことを重視する。それは、自立へ向けた平等な権利、機会が個別の状況に応じて用意されているということである。そして第二に、自立へ向けたブ

プロセスの持つ有効性のためである。そのプロセスは、本来人間全ての発達において有効なものだとされているが、決して精神遅滞者であるがゆえにその効果が変わるわけではない。それは、精神遅滞者にとっても、他者と違う自分を発見し、主張していくために有効なプロセスなのである。

以上、ニルジェのノーマリゼーション原理は、個人の尊厳を尊重し、個々人の差異を差異のままとして主張できる権利の平等を説いている。そのために、精神遅滞者が自己決定を行い、自立していくことを促しているのである。さらに、特筆すべき点として、ニルジェはこれらのことをただ精神遅滞者個人に訴えかけたのではなく、社会全体に訴えかけたということが挙げられよう。そして、社会における保障体制を整えようとしたのである。

3. ヴォルフエンズベルガーとノーマリゼーション原理

3-1 ヴォルフエンズベルガーの経歴

ヴォルフエンズベルガーは、1934年ドイツに生まれ、1950年にアメリカに移住している。シーナ大学で哲学を専攻し、その後セントルイス大学、ジョージ・ピーボディ大学でそれぞれ、心理学と教育学の修士号、心理学と特殊教育の博士号を取得している。1964年から1971年の間、オハマのネブラスカ精神医学研究所、トロントの精神遅滞研究所で研究員として勤める傍ら、1969年初頭からノーマリゼーションの定式化を試み始めている。ヴォルフエンズベルガーがノーマリゼーションの原理に関心を持つようになった背景として、彼自身により十分な理由が語られているわけではないが、1960年代からアメリカにおいて「脱施設化運動」が活発に展開されるようになったこと、そしてノーマリゼーションへの言及を始めるのと同時期に、大型収容施設に関する彼の論考が目立っていることから⁹⁾、ニルジェと同様に、大型収容施設への批判意識がその出発点であるといえよう。

しかし、彼の論が社会学や心理学を基礎としていることは非常に特徴的である。彼は社会学の分野から引き出した「逸脱 (deviancy)」という概念を巧みに利用することによって、その逸脱状態を生み出す社会のメカニズムを描き出すのである。ニルジェが経験に基づき帰納的に原理を発展させていったのとは、非常に対照的である。

このように、ヴォルフエンズベルガーに関しても、ノーマリゼーションの原理を展開させていく発端となったものは、大型収容施設における処遇の現状である。しかし、行政官と研究者という立場の違いによる経験の違いにも左右され、その基礎となる価値観は、ニルジェと大きく異なっているといえよう。

3-2 ヴォルフエンズベルガーのノーマリゼーション原理

ヴォルフエンズベルガーのノーマリゼーション原理は、「可能な限り文化的に通常である個人の行動や特徴 (behaviors and characteristics) を確立したり、維持するために、可能な限り文化的に通常となっている手段を利用すること」¹⁰⁾と定義されている。注目すべきは、「文化的に通常となっている個人の行動や特徴を確立したり、維持する」ということを定義中に明記している点である。このことによって、彼の提唱する原理は、「個人のノーマリゼーション化」

を含むものとして多くの批判をあびることになったのである。

では、なぜヴォルフエンズベルガーは、個人の変容をもその定義に含みこんだのか。このことを理解するためには、ノーマリゼーション原理を提唱する上での彼の理論的な立場を明確にすることが必要であると考えられる。以下、「逸脱」と「役割期待 (role expectancy)」という概念を中心に考察をすすめていきたい。

1) 逸 脱

ヴォルフエンズベルガーのノーマリゼーション原理は、対人処遇において処遇を受ける人の問題状況を「逸脱」状態として捉え、それを是正する方向へと向かっていることがその全てである。

「逸脱」とは、ある個人の目立った特徴（差異）が、社会によって否定的に価値づけられる——否定的に「ラベリング (labeling)」されるために形作られるものである。ゆえに、その逸脱状態は、機能上の障害を持っている人だけではなく、他者と明確に異なる特性を有する人にもあてはまる。例えば、目立って背が高い人、低い人、太っている人、痩せている人、そして民族的・人種のマイノリティなども「逸脱している人 (persons as being deviant)」¹⁾となる。ヴォルフエンズベルガーのノーマリゼーション原理は、このような逸脱の概念を用いることによって対人処遇一般に適用されるのである。

さらに、逸脱がある種の差異への否定的な「ラベリング」によって生じるということは、「見る側」が逸脱状態を作り出しているということである。つまり、逸脱状態は、その差異を有する個人がいるために存在する問題ではなく、その差異に消極的な価値づけを行う他者がいることによって存在する問題なのである。ゆえに、逸脱状態を捉えるためには、個人と社会との関係性の中で問題を把握することが不可欠になってくる。その枠組みから分析することによって、ヴォルフエンズベルガーは、逸脱状態を是正する糸口を見出そうとするのである。

2) 「役割期待」とその循環性 (circularity)

では、ある個人が否定的な価値づけによって「逸脱している人」とみなされたとして、その逸脱状態は、他者との関係性の中でどのように維持されるのであろうか。本稿では特に、ヴォルフエンズベルガーによって用いられた「役割期待」という理論をベースとしてこれを考察していきたい。

「役割期待」とは、ある特定の地位・集団の人々に対して、ある特定の行動をとることが期待されるということである。例えば、子どもに対しては子どもらしい行動を期待するようなことである。つまり、「逸脱している人」に対して、他者がその逸脱に対応させたその人の役割を作り上げ、期待するのである。

そして、その「逸脱している人」もただ役割を期待されるだけではない。その「役割期待」に強く影響され、期待通りの行動をとってしまうのである。結果として、彼は「逸脱している人」のままであり、その後、その逸脱状態に対応した別の「役割期待」を与えられるとい

うことが再び繰り返されていくのである。つまり、このフィードバックしていく循環性が彼の逸脱状態を維持することになる。ヴォルフェンスベルガーは、この悪循環を非常に問題としているのである。そして、悪循環から「逸脱している人」を救い出すことこそが、その逸脱状態を是正することであると考えている。

このように、ヴォルフェンスベルガーは、社会の持つイメージから逸脱状態が形成、維持され、「逸脱している人」がそのイメージ通りの役割を行うという一定のパターンから逸脱の問題を分析している。そこでは、他者との関係性の中で逸脱状態が分析されているわけであるが、彼の描き出すその関係とは、社会はイメージを抱く側、価値づけを行う側であり、「逸脱している人」はそれに反応する側、左右される側である。つまり、ある個人が社会においてどのように見られているかということが、その人に逸脱状態をもたらすかどうかの決定的な要素となっているわけである。このように、ヴォルフェンスベルガーは、「逸脱している人」に対する社会的イメージから逸脱状態が始まる — 悪循環が始まる — ものとして逸脱の問題構造を把握している。ゆえに、その社会的イメージを良くすることによって、彼がノーマライゼーション原理の究極の目標として掲げる「逸脱状態の是正」が達成されるのである。

3) 逸脱状態を是正するための2つのアプローチ

では、社会的イメージを良くするためにはどうすればよいのであろうか。ヴォルフェンスベルガーの理論によると、それに必要なアプローチは次の2つに大別される。その2つとは、①「逸脱している人」を取り巻く環境を整備し、社会の側から個人の受容を図ること、②「逸脱している人」自身の変容を期待し、個人の側から社会への適応を図ることである。①は、社会の中で「逸脱している人」の置かれている状況を逸脱していないものに近づけることで、彼らを「逸脱している」と見なしていた社会の見方を変えることである。つまり、社会的な逸脱要因を解消することになる。②は、「逸脱している人」の側が逸脱状態をもたらしている自らの行動や特徴を逸脱していないものに変容することによって、実質的に逸脱していないような個人の状態を作り出すことである。つまり、個人的な逸脱要因を解消することになる。以下より、①を社会的なアプローチ、②を個人的なアプローチとして、ヴォルフェンスベルガーのいう逸脱是正の方策を具体的に見ていきたい。

① 社会的なアプローチ

ヴォルフェンスベルガーの理論の中で、社会的な逸脱要因を解消するための手段として考えられるのが、「統合 (integration)」と「逸脱の並置 (juxtaposition)」である。

まず、統合について、ヴォルフェンスベルガーは次のように具体的に説明している。「地域に溶け込んだ家で、文化的に通常の地域環境の中で生活すること、年齢相応の方法で移動ができ、他者と意思疎通ができること、そして典型的な地域社会の諸施設 — 発達を促す教育施設、社会施設、レクリエーション施設、宗教施設、病院やクリニック、郵便局、商店やレストラン、職業安定所など — を典型的な方法で利用できることである」¹²。こ

の定義を見る限り、ヴォルフェンスベルガーの統合の理論は、ニルジェと同じ平等主義的見解である。だが、以下にその構成要素をみていくと、彼の統合理論が社会の偏見を生まないための手段となっていることは明らかである。

ヴォルフェンスベルガーによると、統合には物理的統合と社会的統合がある。物理的な統合は、「逸脱している人」への処遇サービスに関連する建物の物理的な状況を問うものであり、①建物の場所が地域社会に溶け込んでいること、②プログラムが地区の特性に見合っていること、③アクセスしやすいこと、④地域社会にとって差し支えない程度の規模であること—バランスよく分散されること—の4点に大きく分類されている。ヴォルフェンスベルガーは、これら物理的統合のみで真の統合が達成されるとはしておらず、それはあくまでも、「逸脱している人」と「逸脱していない人」との相互作用のための「場」を用意するだけのものとして捉えている。他方、社会的統合は、このような「逸脱している人」の「物理的な受け入れ」だけでなく、社会的な受容をも達成しようとするものであるために、統合に不可欠の要素としてより重視されるものである。それは、①より一般的なシステム・プログラムの中で「逸脱している人」が行動できるように取り計らうこと、②サービスや施設の呼び名に配慮すること、③クライアントの呼び名に配慮すること、④建物の外観に配慮することの4点に大きく分けられている。つまり、社会的統合とは、物理的統合より徹底して、「逸脱している人」を受容していけるように周囲の人々の意識を高めていくものであるといえる。

このように、ヴォルフェンスベルガーは、ただ物理的な次元のみから逸脱状態を考慮するのではなく、人々の抱くイメージを左右する、あらゆる次元の逸脱要因を考慮すべきことを強調している。そして、社会的な受容を達成するための手段として統合を位置づけているのである。

次に、「逸脱の並置」については、「逸脱している人」の逸脱イメージを増幅させるものとしてヴォルフェンスベルガーによって強く否定されている。その「並置」とは、「逸脱している人」同士の相互交流、もしくは「逸脱している人」と逸脱イメージのあるものとの接触である。例えば、「逸脱している」とされるクライアントの処遇に「逸脱している」とされるスタッフが配置されたり、「逸脱している人」のためのサービス施設が積極的にイメージされにくい場—墓地やごみ捨て場など—に近接していたり、マイナスイメージをもたらすような名称を与えられていたりすることである。ヴォルフェンスベルガーは、このように同じ箇所に集まる逸脱イメージがその数を増すにつれ、「逸脱している」という社会的イメージをより強固にしてしまうため、逸脱している人や事象がかかわり合うことを強く否定しているのである。「逸脱している」という社会的イメージがより強固になるということは、逸脱状態を是正することがより困難になるということなのである。

このように、社会的なアプローチでは、「逸脱している人」を取り巻く環境を操作することによって、「逸脱している人」へ抱かれる社会的イメージを改善していこうとするものである。そして、「逸脱している人」の社会的な受容を達成することによって、その逸脱状態を是正しようとするのである。

② 個人的なアプローチ

ヴォルフエンズベルガーはまた、逸脱状態を是正するために、「逸脱している人」自身の変容することによって、社会に適応していくという方策も提起している。彼は、「逸脱している人」自身が逸脱している所以となっているような自身の行動や特徴を通常とされているものに近づけるか、もしくは近づいているように「見せかける (passing)」ことさえ必要であるとする。例えば、ただ歩けるだけではなく「ノーマル」な姿勢で歩くことや、障害を目立たせないように髪形を工夫することを要求するのである。このように、「逸脱している人」の側にも、「逸脱している」と見られている自身の特徴の軽減、除去を求めたのは、ヴォルフエンズベルガーのノーマリゼーション原理の大きな特徴であるといえよう。

また、上述の統合に再度言及するならば、この個人の逸脱要因の解消にも効果があるとされている。ヴォルフエンズベルガーによると、統合は、「逸脱している人」に対する社会的な偏見を生まない効果があるだけでなく、限りなく「逸脱していない人」に「さらされる」ことによって、「逸脱している人」自身が「逸脱していない人」を模倣する効果もあるのである。

このように、個人的なアプローチは、「逸脱している人」自身に逸脱要因の実質的な解消を求め、彼らに対する社会的イメージの改善を図ろうとするものである。つまり、「逸脱している人」自身の社会への適応により、逸脱状態を是正しようとするのである。

ここで、なぜヴォルフエンズベルガーがノーマリゼーションの定義に個人の変容をも含めたのかという本章の冒頭の疑問に答えるならば、それが、このように、「逸脱している人」に対する社会的イメージを変容し、逸脱状態を是正するための有効なアプローチのひとつであるとして理解されていたためだといえる。

以上、ヴォルフエンズベルガーのノーマリゼーション原理は、社会の中で「逸脱している人」の位置づけを把握し、その関係性の中で逸脱状態を是正していこうするものである。それは社会的イメージをまず重視したものであるため、逸脱の是正は、「逸脱している人」の逸脱要因となっている差異をなくす方向に向かうことで達成されるのである。ニルジェが個々人の差異を差異のままとして捉えたのとは非常に対照的であるといえよう。

4. おわりに

本稿では、ニルジェとヴォルフエンズベルガーのノーマリゼーション原理を概観してきた。現段階で言える両者の主張の特徴と、それに対する筆者の見解は次の通りである。

まず、ニルジェは、個人の平等な存立を目指し、そのための支援、保障を十分に行う社会を志向した。彼は、まず個々人の差異を差異のままに受け入れるという平等主義的な見解の下に、それに対する社会的な支援体制を整えようとしたのである。つまり、個人の存在そのものが持つ、人間としての価値を重視することから議論を出発させているといえる。だが、個人のありのままを問うにしても、それは、モラルや常識といった、ある一定の社会的な通念によって少

なからず規定されているということ、また、個人がありのままに差異を主張していくにしても、その差異に対する既存の社会的なバイアスを払拭していくことには非常に困難がともなうものであるということに関して、更なる言及が必要であるようにも思われる。

他方、ヴォルフェンスベルガーは、「社会の中で生活する個人」という認識を前提として持ち、その関係性から個人の生活環境、行動パターンを規定した。つまり、個人の存在が社会の制約を大きく受けるものとの見解から問題を分析したのである。「個人のノーマリゼーション化」についてはその是非が問われるところであるが、このように個人と社会との関係性から問題構造を把握した点は、ノーマリゼーション原理に新しい分析枠組を提示するものであり、画期的であるようにも思われる。だが、個人の変容を促すほどに社会の影響力が強調されるのに対して、個人の側が社会に与える影響力は相対的に軽視されており、検討の余地が残っているようにも思われる。

このように、一概にノーマリゼーション原理といっても、ニルジェとヴォルフェンスベルガーにおいて、その目的やプロセスは大きく異なっている。また、それぞれにさまざまな価値観や、分析枠組によって理論が構成されており、単に一方を非難し、もう一方を支持することもできないといえる。今後、加えて綿密な比較検討を行っていくことが課題となろう。

さらに長期的な課題としては、ノーマリゼーション原理の比較検討から得られた見解をもとに、高齢者教育のあり方を再検討していくことである。それは、社会教育・生涯学習の文脈における既存の教育観、学習観、そして高齢者観を再検討することでもある。今後の高齢者教育の可能性、ひいては生涯学習の新たな可能性を拓いていく上で、これらは非常に重要な課題であると考えている。

註

1. Nirje, B., The Normalization Principle Papers, Uppsala University, 1992, p. 4. (なお、この文献の日本語訳は、河東田博ら編『ノーマライゼーションの原理——普遍化と社会変革を求めて』現代書館、1998、pp. 5-129の中に所収されている。)
2. Nirje, B., A Scandinavian visitor Looks at U.S. Institutions, 1969 (Nirje, B., Ibid., p. 28. に所収。)
3. Nirje, B., The Normalization principle and Its Human Management Implications, 1969 (Ibid., p. 181.)
4. Nirje, B., Setting the Record Straight: A Critique of Some Frequent Misconceptions of the Normalization Principle, 1985 (Ibid., pp. 89-90.)
5. ニルジェは、ノーマリゼーション原理の8側面のひとつとして、「精神遅滞者本人の選択や願い、要求が可能な限り十分に配慮され、尊重される」ということを組み込んでいる。これは、ほかの7側面(一日のノーマルなリズム、一週間のノーマルなリズム、一年間のノーマルなリズム、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験、その文化におけるノーマルな性的関係、その社会におけるノーマルな経済的水準とそれを得る権利、その地域におけるノーマルな環境形態とその水準)の中でも、最も重視されるべきものとして位置づけられている。
6. ただし、「自己決定」の特性からか、ここでのニルジェの主張が主に青年期・成人期に焦点を当てたものであることは特筆すべきであろう。
7. Nirje, B., The Right to Self-Determination, 1972. (Nirje, B., Ibid., p. 56.)
8. Ibid., p. 67.

9. 例えば、1969年に限定しても、①The Evolution of Dehumanization in Our Institutions (Mental Retardation)、②Separation Experiences of Residents in an Institution for the Mentally Retarded: 1910-1959. (American Journal of Mental Deficiency)、③The Origin and Nature of Our Institutional Models (In R. B. Kugel and W. Wolfensberger (Eds.), Changing patterns in residential services for the mentally retarded. President's committee Mental Retardation) などがある。
10. Wolfensberger, W., The Principle of Normalization in Human Services, National Institute on Mental Retardation, 1972, p. 28. (中園康夫、清水貞夫訳『ノーマリゼーション——社会福祉サービスの本質——』学苑社、1982。)
11. ヴォルフェンスベルガーは、「逸脱」状態を認識する側の要因として明確に定義するために、個人を「逸脱者 (deviants)」と名詞化せず、このように形容詞として用いることに配慮している。(Wolfensberger, W., Ibid., p. 237.)
12. Ibid., p. 48.